

主文

厚生労働大臣が、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対してした後記第2の2の記載の原処分を取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、国民年金法(以下「国年法」という。)による障害基礎年金(以下、単に「障害基礎年金」という。)の支給を求めるということである。

第2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、両高度感音難聴(以下「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、平成〇年〇月〇日を初めて障害等級1級または2級として認定すべき日とし、同日を受給権取得日とする初めて1級または2級による裁定請求として、障害基礎年金の裁定を請求した(以下「本件初2裁定請求」という。)
- 2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「障害認定日(平成〇年〇月〇日)における障害の状態に関する医師の診断書が添付されておらず、障害認定日の障害の程度を確認することができないため。」として本件初2裁定請求を却下する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服とし、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 問題点

- 1 国年法第30条の3第1項の規定によれば、疾病にかかり、または負傷し、かつ、その傷病(以下「基準傷病」という。)に係る初診日において第30条第1項各号のいずれかに該当した者であって、基準傷病以外の傷病により障害の状態にあ

る者が、基準傷病に係る障害認定日以後65歳に達する日の前日までの間において、初めて、基準傷病による障害と他の障害とを併合して障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至ったときは、その者に基準障害と他の障害とを併合した障害の程度による障害基礎年金を支給するとされている。

- 2 本件の場合、保険者は、基準傷病を当該傷病のうちの左耳に係るもの、その他障害を請求人が幼少時から有していた当該傷病の右耳に係るものとし、本件初2裁定請求がなされたものとした上で、基準傷病による障害についての後記認定すべき日(平成〇年〇月〇日)から請求人が65歳に達する日(平成〇年〇月〇日)までの期間における現症を記載した診断書の提出がないため、請求人の障害の状態についてこれを認定することができないという理由により本件初2裁定請求を却下したものであると解することができる。そうして、本件初2裁定請求に係る基準傷病の初診日が平成〇年〇月〇日であり、初めて1級または2級として認定すべき日(以下、便宜上「認定すべき日」という。)が平成〇年〇月〇日であることについては、当事者間に争いはないと認められるところ、本件の問題点は、提出されている診断書等に基づいて認定すべき日における請求人の当該傷病による障害の状態(以下「本件障害の状態」という。)について、客観的かつ公正・公平に判断・認定ができるかどうかであり、それが肯定的に認められる場合には、次に、本件障害の状態が国民年金法施行令(以下「国年令」という。)別表に定める程度に該当するかどうかである。

第4 当審査会の判断

- 1 障害基礎年金の裁定請求において、その障害の状態がいかなるものであり、それが国年令別表の定める程度に該当するかどうかは、受給権の発生・内容にかかわる重大なことであるから、その認定は客観的かつ公正・公平に行われなければならないことはいままでもないところで

ある。したがって、その認定は、障害の状態・程度を認定すべきものとされている時期において、直接それに係る診断を行った医師（歯科医師を含む。以下、同じ。）ないし医療機関が作成した診断書、若しくは、医師ないし医療機関が、診断が行われたときに作成された診療録等の医証の記載に基づいて作成した診断書、又はこれらに準ずるものと認められる証明力の高い資料によって行われなければならないものと解することができる。

- 2 本件でこれをみると、障害の状態に関する客観的資料として認められるものを全て挙げると、① a 病院（同病院は、地方独立行政法人に編成される前はb病院との名称であったので、以下、同病院を、「b病院」という。）c科・A医師（以下「A医師」という。）作成の平成〇年〇月〇日現症に係る平成〇年〇月〇日付診断書（以下「本件診断書」という。）、② A医師作成の平成〇年〇月〇日現症に係る同月〇日付診断書、③ b病院・B医師作成の平成〇年〇月〇日付身体障害者診断書・意見書、及び、④ 請求人に係る身体障害者手帳（平成〇年〇月〇日交付）であり、他に存しないところ、これら各資料（以下、これらを「資料①」等という。）をみると、次のとおりである。

資料①は、障害の原因となった傷病名として当該傷病が掲げられ、診断書作成医療機関における初診時（平成〇年〇月〇日）所見は、「右耳〇. 〇dB、左耳〇. 〇dBと両耳とも聾の状態」とされ、現在までの治療の内容等は、「平成〇年〇月〇日より〇月〇日まで通院でステロイド点滴治療を行うも平成〇年〇月〇日現在明らかな改善なし。右耳は幼少時より聾 左耳突発性難聴。」とされ、平成〇年〇月〇日当時の聴力レベル（dB）は、右（〇. 〇）左（〇. 〇）とされ、予後は、「聴力の改善は期待し難い。」と記載されている。

資料②は、障害の原因となった傷病名、診断書作成医療機関における初診時所見、現在までの治療の内容等、および

予後については、資料①と同一内容が記載された上で、平成〇年〇月〇日時点の聴力レベル（dB）は、右（〇. 〇）左（〇. 〇）であるとされている。

資料③によれば、傷病名は「高度難聴」、原因となった疾病・外傷名は「両高度感音性難聴」とされ、参考となる経過・現症は、「右耳は幼少時よりほぼ聾であったが、左耳も平成〇年〇月〇日、急に補聴器も使えない状態となった。障害固定又は障害確定（推定）平成〇年〇月〇日」、総合所見は、「両高度感音難聴（原因不明）。今回、ステロイド療法行うも反応せず。CT、MRIに著変を認めない。」と記載され、平成〇年〇月〇日時点の聴力（会話音域の平均聴力レベル（dB））は、右（〇. 〇）左（〇. 〇）であると認められる。

資料④は、身体障害者等級表による等級は「2級」、障害名は「両感音性難聴（2級）」とされている。なお、身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則第7条第3項別表第5号）によれば、聴覚障害（2級）は、「両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）」と定められ、聴覚障害について1級の基準は存しない。

各資料によれば、請求人は、幼少時より右耳はほぼ聾とされ、平成〇年〇月〇日に難聴が生じ、突発性難聴の診断でステロイド療法を受けたが、難聴は改善せず、平成〇年〇月〇日、同年〇月〇日、平成〇年〇月〇日当時の聴力は、いずれも左右ともに100dBを超える高度難聴であったと認められる。

そうして、医学的な観点からこれを見てみると、突発性難聴は、突然に発症する高度感音性難聴であり、原因としては、循環障害、ウイルス感染、膜破綻説など諸説が報告されているものの、未だ確実な原因は解明されていない。予後については、自然治癒もみられる場合があるが、回復の悪いことも多く、高度難聴が固定し、長期間継続することが多いとされている。本件の場合も、ステロイド療法の

効果はなく、平成〇年〇月〇日当時には、聴力が100dBを超えて、これ以上は悪化しようがない程度の最高度の難聴に達し、それが障害固定又は障害確定（推定）とされ、身体障害者診断書が作成されている。そうして、その後も有効な治療法がないまま、このまま治療を継続しても聴力の回復が期待できないとして通院が初診日から〇か月程度で中断されたと推察される。そして、次に受診した平成〇年〇月〇日当時においても、また最高度の難聴の状態にあることから判断すると、平成〇年〇月〇日当時から、次に受診した平成〇年〇月〇日までの間には、それ以上に悪化することも、改善することもなく、最高度の高度難聴には変動がなかったものと判断される。

このような臨床経過から判断すると、認定すべき日当時における聴力レベルについては、当時においてこれを直接測定した医証等の資料は見出すことができないものの、その前後の時期における聴力レベルは、常に左右耳とも100dBを超える最高度の障害の状態にあり、治療後には障害固定とされていることから、それ以上に悪化する余地をも残さない程度に障害固定されたと判断される。そうすると、このような状態は、残存する症状が自然経過により到達すると認められる最終の状態にまで至ったと認められ、当該傷病の疾患特異性及び最高度の障害程度に至った経過から判断しても、認定すべき日当時の障害の状態は、本件診断書によって客観的かつ公正・公平に判断し得るものとするのが相当である。

3 本件障害の状態について判断する。

国年令別表は、障害等級1級の障害基礎年金が支給される障害の状態を定めているが、請求人の当該傷病による障害にかかわると認められるものとしては、「両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの」（2号）が掲げられている。

そして、国年法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後

は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続き効力を有するものとされ、給付の公平を期するための尺度として、当審査会もこの認定基準に依拠するのが相当であると考え、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」（以下「認定基準」という。）が定められており、その第3章第1章第2節／聴覚の障害によると、聴覚の障害による障害の程度は、純音による聴力レベル値（純音聴力レベル値）及び語音による聴力検査値（語音明瞭度）により認定し、聴力レベルは、オーディオメータ（JIS規格又はこれに準ずる標準オーディオメータ）によって測定するものとする、とされている。

本件障害の状態は、本件診断書によれば、聴力レベル（dB）は、右〇、〇、左〇、〇とされ、これは国年令別表に掲げる「両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの」（2号）に該当し、障害等級1級に該当する。

4 そうすると、認定すべき日における請求人の当該傷病による障害の状態は、国年令別表に掲げる1級の程度に該当すると判断することができ、前記第2の2記載の原処分は妥当ではないので、これを取り消すこととし、主文のとおり裁決する。